



たましゅう 玉小っ子

<http://www.town.tamamura.ed.jp/tamamura-e/>

令和2年度 玉村小学校
学校だより 第23号
2020年10月19日発行



😊 新しいALTが着任しました 12日 😊

◎英語の学習では、新しいALTが決まるまでスティーブ先生が代役を務めてきました。12日に新しいALTの「ダスティン コールター DUSTIN COULTER」先生が着任。年齢は38歳、カナダのカルガリーの出身です。冬季オリンピックがあった都市ですね。アウトドア活動やスキーも大好きとのこと。日本語もちよっとだけ話します。英語の授業に早くなれて、子ども達と仲良くなって欲しいです。

🌸🌸 お花ありがとう! スマイルフラワー運動 13日 🌸🌸

★「スマイルフラワー運動」もコロナの関係でこの時期となりました。お花を家庭から持ち寄って学校内を明るく綺麗にする取り組みは、玉小で10年以上も続いている活動です。お花を持ってきてくれた皆さんどうもありがとう。お陰で児童玄関や教室、廊下、トイレなど、花瓶こそペットボトルですが、校舎内の色々な所が華やかになりましたね。お礼のメッセージ入り折紙準備や朝早くから動き回ってくれた代表委員会、お花をくださったご家庭に感謝です。



🍁 1年生生活科「どんぐりひろい」に行きました 15日 🍁



いっぱい拾うぞ〜

★秋の季節の活動で、総合運動公園へどんぐり拾いに行ってきました。色々な種類のどんぐりがあって、たくさん見つけられたかな。これから生活科ではどんぐりを使って色々な活動が始まりますね。子ども達にとってもとても楽しい学習です。ご家庭でもこの時期の公園に足を運んでみてください。きっと気持ちの良い秋を感じられると思います。どんぐりは食べられません、秋の色々な味覚もご家庭で楽しんでみてください。🍁🍁🍁🍁

□■□■ 内科検診が終了しました 15日 ■□■□

□内科検診も2学期になって始まって3回目となりました。今回は1・2年生と受診できなかった子達です。校医の石坂先生もコロナの中で無事に終えられて一安心だと話していました。先生が帰り際に「発熱したら、次ぐ日は1日休んで欲しいな」と…。学校としては、発熱や風邪の症状が出たら、必ず医者を受診することをお願いします。よろしくご協力ください。



✖️ たてわり活動② やっと遊びができました 16日 ❌



遊び方も工夫してます

◆先月から始まったたてわり活動。やっと班ごとに遊びができました。6年生達がコロナ対策も考えて準備した遊びを楽しめたと思います。これから活動する回数こそ少ないですけど、みんなでたてわり活動を楽しんで、縦の仲間意識を育てていきましょう。活動後の振り返りもきちんとできていましたね。4の2のみんなは次回に楽しんでね。



遊びの後の振り返り



4年生社会科「グリーンセンター」見学 16日



★毎年恒例の4年生の社会科見学。地域のゴミの処理の学習で毎年グリーンセンターに見学に行っています。今回は、ちょっと距離はありましたが、利根川(福島橋)を渡ってグリーンセンターまで徒歩で行ってきました。焼却炉

2組 見学開始の説明



につながるゴミピットや制御室、ゴミを分別する作業場など、普段では見られない所を確かめられました。さて燃やされたゴミの「灰」ってどうしているのかな？ 家出るゴミが、どうやって処理されてるのかな？ しっかりとまとめてくださいね。町グリーンセンターの皆さんありがとうございました。



1組 ゴミピットを確認

★ 4年生総合(福祉学習)「アイマスク体験」16日 ★



1組 緊張の歩行体験

★毎年、社会福祉協議会の支援で「福祉学習」を行っています。今回は、目が見えないとどれだけ不自由なのかを実体験で学ぶ活動。アイマスクをして目の見えない役とその友達をサポートする役とに別れて、見えない大変さや手助け、声かけの仕方の役割を交代して確かめました。視覚障害者の阿部さんのお話や福祉ボランティアさんからのアドバイスは、とても勉強になりましたね。まだ福祉学習は続きます。しっかりと学んで行きましょう。4年生の子ども達は真剣に頑張りましたね。学習支援に来て下さった皆さんありがとうございました。



2組 阿部さんのお話

指定学校の変更について(お知らせ)

■昨年度の同じ時期にもお知らせしましたが、町内の公立小中学校に入学する際に、町から「入学通知書」が各家庭に送付されます。これは、就学すべき学校は、児童生徒の「住所地」によって、教育委員会が指定することとなっています。法的根拠は「玉村町孤立小学校及び中学校の児童・生徒の就学すべき学校を指定する規則」によるものです。

ただし、進学時や学期途中において、以下の場合で指定学校の変更を認める場合がありますので、該当理由がある場合は、学校や教育委員会に相談してください。

- 1.住宅の新築や購入により、転居前にその住宅の所在する校区の学校へ入学を希望する場合
- 2.学期の途中の転居の場合
- 3.小中学校の最終学年に在籍している児童生徒が指定学校区域外へ転居した場合
- 4.保護者が共働きで、帰宅後保護することが不可能な場合
- 5.身体障害等により通学が困難な場合
- 6.いじめ、不登校により学校生活に著しく支障をきたしている場合
- 7.入学予定の指定中学校に希望する部活動がない場合(競技実績がある者に限る)
- 8.教育的配慮から教育委員会が認めた場合

こうちょうのひとりごと

■毎朝、教頭先生が校庭など学校敷地の巡回をしている時に、「犬のウンチ」が放置してあるのを発見し、処理することがよくあると聞きました。体育の時に見つけた先生もいます。昨今、野良犬はほとんどいせんので、犬の散歩の時か…、校庭で放して走らせた時か…。飼い主はエチケットとして「ウンチ」は持ち帰って欲しいものです。それから、砂場に「猫のウンチ」もたまに見つかります。ペットとして大事に飼うことと同時に、飼い主には責任が発生します。公共の場を汚したままでは駄目ですね。玉小の子ども達が遊んだり体育で授業をしたりする校庭や砂場であることを考えて欲しいものです。